

原子力損害賠償制度の見直しに関する副大臣等会議（第2回） 議事概要

日 時：平成26年8月22日（金）10：30～11：00

場 所：中央合同庁舎8号館特別大会議室

出席者：世耕内閣官房副長官、磯崎内閣府大臣政務官兼経済産業大臣政務官（赤羽内閣府副大臣兼経済産業副大臣代理）、岸外務副大臣、櫻田文部科学副大臣、井上環境副大臣

○世耕内閣官房副長官より挨拶

- ・ 政府としては、これまでに原子力損害賠償支援機構法附則6条の趣旨を踏まえた様々な取組を行ってきたところであるが、今年4月に閣議決定されたエネルギー基本計画においては、「原賠制度の見直しについては、本計画で決定する原子力の位置づけ等を含めたエネルギー政策を勘案しつつ、現在進行中の福島県の賠償の実情等を踏まえ、総合的に検討を進める」とされたところ。これを踏まえて、さらなる制度の見直しについて検討するため、今回、副大臣等会議を開催することとした。
- ・ 今回の会議では、原子力損害の補完的な補償に関する条約(CSC)の準備状況など当面の課題や今度の進め方について関係省から発表いただいたのち、方向性を確認することとしたい。
- ・ なお、本会議は、今後、万が一原子力事故が発生した際の原子力損害賠償の在り方について検討するものであり、現在進行中の福島県の賠償に影響を及ぼすものではない。

○岸外務副大臣より資料1に沿って説明

- ・ CSC締結の準備として、外務省においては、これまで、条約について精査・検討を行うとともに、CSCの国内実施について関係省庁と検討を行ってきた。
- ・ CSC締結のメリットとしては、①原子力事故の被害者にとって、国際的なルールに基づく迅速・公平な賠償等を受けられること、②原子力事業者等にとって、法的予見性の向上、損害が一定額を超える場合の拠出金による補填を

受けられること等が挙げられる。

- ・ CSCを早期に締結し、国際的な原子力損害賠償の枠組み構築に努めることがわが国の責務と考える。

○櫻田文部科学副大臣より資料2に沿って説明

- ・ 原子力損害賠償制度に関する当面の喫緊の課題は、CSCの締結に係る原賠法の見直しである。
- ・ CSCとわが国の現行の原賠制度は基本的に整合的なものであり、基本的な仕組みについて変更が必要となるものではない一方、拠出金等の新たな措置が必要であり、その具体的な措置について検討を進めている。
- ・ その他の原賠制度の見直しの論点については、専門的かつ総合的な観点から検討を行う必要があり、有識者の意見を聴くことが有益と考える。

○磯崎内閣府大臣政務官兼経済産業省大臣政務官より資料3に沿って説明

- ・ 今般の福島での事故に係る費用分担の在り方等の当面の課題には適切に対応してきた。
- ・ 今後は、附則第6条の「国の責任の在り方」の検討、すなわち原賠法そのもの見直しが主たる課題であり、これについては、専門的知見を有する有識者の参加を得て検討することが必要。
- ・ 原賠支援機構法の見直しについては、原賠法見直しの検討状況や原子力事業環境変化等を踏まえて、必要に応じ、見直しを検討する。

○構成員からの意見

(井上環境副大臣)

- ・ 環境省では、現在、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、被災地に

おける除染等の措置等を実施し、その費用を東電に対して順次求償を行っており、そのような観点から、CSCへの対応において、汚染者負担の原則に基づく現在の制度との整合性に配慮しながら、検討を進めていきたい。

○世耕内閣官房副長官より閉会挨拶

- ・ 前回及び今回の報告、議論を踏まえれば、原賠制度の見直しの当面の喫緊の課題は、CSCについて国会に提出できるよう、必要となる条約及び国内担保法案の検討を引き続き精力的に行うことだと考える。また、原子力損害賠償支援機構法に係る部分については、福島のパ賠償等の費用分担等については昨年12月の閣議決定で考え方を整理していること、先の国会で支援機構に廃炉支援業務を追加する法改正を行っており、当面の所要には対応しているため、今後、CSC以外の原賠制度関係の課題に関する議論で、機構法関係の制度改正につながる論点が生じてきた時点で対応していくことになると思う。
- ・ 以上を踏まえ、今後の進め方として、CSCについては、関係府省で検討を加速し、次回の会議では、国会に提出する法案の内容等について、岸外務副大臣及び櫻田文部科学副大臣から、それぞれご報告いただきたい。また、CSC以外の原賠制度の課題については、引き続き関係府省で検討いただき、しかるべき時期に報告いただきたい。

以上